

## UAEから日本への入国後の検疫所指定施設での3日間待機措置 及び外国人新規入国措置について

令和3年12月3日

1 12月2日、日本政府はUAEから日本に入国した際の水際措置について、UAEから日本に入国後の検疫所指定場所での隔離措置を要請することとなりました、詳細につきましては以下のとおりです。

### (1) 3日間の検疫所指定場所での隔離措置

日本時間12月4日(土)午前0時以降、UAEから日本に入国した際に、入国の翌日から3日間、検疫所指定場所での隔離が要請されます。この措置はワクチン接種有無を問わず求められます。入国後3日目に新たにPCR検査が実施され、同結果が陰性であれば指定場所から退所となり、残りの自主隔離期間は、自宅や個人手配の宿舍等での自主待機となります。なお、ワクチン接種者への自主隔離期間短縮措置(14日間→10日間)は現在停止となっていますので、入国後の自主隔離期間は検疫所指定場所での期間を含め、合計14日間となります。

(2) なお、その他、UAE出発前72時間以内のPCR検査陰性証明書の携行、公共交通機関の使用不可、14日間の自主隔離等の従来の措置については引き続き実施されます。

### 2 外国人新規入国について

12月2日(木)0時以降の外国人新規入国に関しては、原則不可となっております。よって12月2日(木)以前に交付されたほぼ全ての査証の効力が一時停止されており、新たな査証の申請も原則受理できません。なお、同措置は当面12月31日までとなっております。

日本人の配偶者又はお子様に関しては、一時帰国等の「短期滞在」は同措置により査証の効力が一時停止となっており、また当面の間原則査証申請受理ができません。ただし、「日本人の配偶者等」の在留資格認定証明書をお持ちの場合は申請可能となっております。

### ○厚生労働省ホームページ

(12月2日付：水際対策強化に係る新たな措置について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860773.pdf>

(海外から日本に入国する全ての方に必要な措置まとめ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○外務省ホームページ

在アラブ首長国連邦日本大使館

住所：Abu Dhabi, United Arab Emirates (P.O. Box 2430)

電話：（市外局番 02）4435696

国外からは（国番号 971）-2-4435696

Fax：（市外局番 02）443219

国外からは（国番号 971）-2-4434219

ホームページ：<https://www.uae.emb-japan.go.jp/>

フェイスブック：<https://www.facebook.com/JapanEmbUAE/>

ツイッター：<https://twitter.com/JapanEmbUAE>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>